

事務連絡

令和2年5月1日

西宮市指定介護保険サービス

(居宅介護支援・通所・短期入所等) 事業者 各位

西宮市法人指導課長

西宮市介護保険課長

「緊急事態宣言」発令に伴う介護保険サービス事業所(通所・短期入所等)の対応及び臨時的なサービス提供の取り扱い等についての期間延長について

平素は、本市の介護保険運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今般の介護保険サービス事業所(通所・短期入所等)の対応及び臨時的なサービス提供の取り扱い等については、「「緊急事態宣言」発令に伴う介護保険サービス事業所(通所・短期入所等)の対応及び臨時的なサービス提供の取り扱い等について(令和2年4月13日西宮市法人指導課長ほか連名事務連絡)」にてお示ししているところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大防止の措置が引き続き必要なことから、同事務連絡の取り扱いに係る期間を延長し、下記の通りとします。

## 記

### 1. 適用期間

本取り扱いに係る適用の終了は別途通知するものとします。

以上

#### 【問い合わせ先】

施設系(短期入所含む)	法人指導課	法人認可・施設等指導チーム	(電話) 0798-35-3423
居宅系・通所系	法人指導課	居宅事業者指導チーム	(電話) 0798-35-3082
報酬請求関連	介護保険課	給付・適正化チーム	(電話) 0798-35-3048